

①

生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	法人名
--------------	-----

御注意

租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定(平成15年改正前の租税特別措置法第49条第1項及び第68条の37第1項の規定を除きます。)(の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類	1							
	構造	2							
	細目	3							
	事業の用に供した年月	4							
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円	円
	圧縮記帳による引当金又は積立金計上額	6							
	差引改定取得価額(5)-(6)	7							
残存価額	8	()	()	()	()	()	()	()	
帳簿価額	期末現在の帳簿価額	9							
	期末現在の引当金等の金額	10							
	引当金等の期中取崩額	11							
	改定帳簿価額((9)-(10)-(11))	12							
償却の対象となる価額	13								
鉱量一トン当たり償却金額の計算	鉱山の命数	14	年	年	年	年	年	年	年
	当該鉱業用減価償却年数	15							
	同上の期間内における採掘予定数量	16	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	鉱量一トン当たり(13)/(16)	17	円	円	円	円	円	円	円
	経済的採掘可能数量	18	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	鉱量一トン当たり(13)/(18)	19	円	円	円	円	円	円	円
当期産出鉱量	20	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	
当期発生普通額	算出償却額((17)又は(19)×(20))	21	円	円	円	円	円	円	円
	増加償却額((21)×割増率)	22	()	()	()	()	()	()	()
	計	23							
特別償却限度額等	割増償却	24	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
	割増償却額	25	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円
	特別償却	26	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
	特別償却額	27	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円
計	28	外	外	外	外	外	外	外	
償却額	前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額	29							
	合計((23)+(28)+(29))	30							
当期償却額	31								
差引	償却不足額(30)-(31)	32							
	償却超過額(31)-(30)	33							
償却超過額	前期からの繰越額	34							
	当期認められる償却不足によるもの	35							
	引当金等取崩しによるもの	36							
差引合計翌期への繰越額((33)+(34)-(35)-(36))	37								
償却不足額	翌期に繰り越すべき償却不足額(((32)-(35))と((28)+(29))のうち少ない金額)	38							
	当期において切り捨てる償却不足額又は合併等特別償却不足額	39							
	差引翌期への繰越額(38)-(39)	40							
額	翌期への繰越額の内訳	41	平 . . . 平 . . .						
	当期分不足額	42							
合併等特別償却不足額	43								
備考									

別表十六(三)の記載の仕方

1 この明細書は、鉱業用減価償却資産及び鉱業権について生産高比例法により償却額を計算する場合に記載します。この場合、措置法又は震災特例法による特別償却（平成15年改正前の措置法第49条第1項及び第68条の37第1項《鉱業用坑道等の特別償却》の規定による鉱業用坑道等の特別償却を除きます。）を行うものについても、この明細書により記載しますので、御注意ください。

なお、措置法又は震災特例法による特別償却の規定（平成15年改正前の措置法第49条第1項及び第68条の37第1項の規定を除きます。）の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

3 この明細書は、「法人税申告書の記載の手引」の別表十六(一)又は別表十六(二)の相当欄に準じて記載するほか、次により記載します。

(1) 減価償却に関する明細書の提出について、令第63条第2項《減価償却に関する明細書の添付》（令第155条の6《個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用》において準用する場合を含みます。）の規定による合計表による場合にもこの表の書式により記載します。この場合、その記載に当たっては、「構造2」から「事業の用に供した年月4」まで、「残存価額8」から「引当金等の期中取崩額11」まで、「鉱山の命数14」から「鉱量一トン当たり償却金額19」まで、「翌期への繰越額の内訳」の「41」及び「42」の各欄の記載を要しません。

(注) 特別償却の対象となった減価償却資産については、措置法第46条及び第68条の30《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却》並びに第46条の2第1項及び第68条の31第1項《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》の適用を受けるものを除き、合計表によることはできませんので御注意ください。

(2) この明細書は、種類等及び耐用年数の異なるごとに別行（当期の途中で事業の用に供したものについても別行とします。）に記載し、その種類等及び採掘予定年数の同じ資産については、その合計額により記載します。

なお、特別償却の適用を受ける資産は、他の資産と区分して別行に記載してください。

(3) 「種類1」、「構造2」及び「細目3」には、減価償却資産の耐用年数省令別表第一から第三まで及び第五に定める種類、構造及び細目に従って記載しますが、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造2」に記載してください。

(4) 「残存価額8」には、坑道以外の有形減価償却資産について「差引改定取得価額7」の金額の10%に

相当する金額を記載するとともに、「()」には、「差引改定取得価額7」の金額の5%に相当する金額を記載します。

(5) 「鉱量一トン当たり償却金額の計算」の各欄は、次により記載します。

イ 「鉱山の命数14」には、その資産の前期のこの欄の年数を記載しますが、当期において新たに事業の用に供した資産については、その資産の属する鉱区におけるその事業の用に供した日以後の採掘予定年数を記載します。

ロ 「当該鉱業用減価償却資産の耐用年数15」には、その鉱業用減価償却資産についての耐用年数省令別表第一から第三まで及び第五に定める耐用年数を記載します。

ハ 「同上の期間内における採掘予定数量16」には、「当該鉱業用減価償却資産の耐用年数15」の耐用年数が「鉱山の命数14」の年数より短い場合に、その耐用年数の期間内における採掘予定数量を記載します。

ニ 「鉱量一トン当たり償却金額17」には、「当該鉱業用減価償却資産の耐用年数15」の耐用年数が「鉱山の命数14」の年数より短い場合に、「償却の対象となる価額13」の金額を「同上の期間内における採掘予定数量16」の数量で除した金額を記載します。この場合には、以下の「経済的採掘可能数量18」及び「鉱量一トン当たり償却金額19」の各欄は記載する必要がありません。

ホ 「経済的採掘可能数量18」には、原則として鉱業を開始した日におけるその鉱区の採掘可能の見積数量を記載しますが、鉱業を開始した後に鉱業権以外の鉱業用減価償却資産を事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後のその鉱区の採掘可能の見積数量を記載します。

ヘ 「鉱量一トン当たり償却金額19」には、「鉱山の命数14」の年数が「当該鉱業用減価償却資産の耐用年数15」の耐用年数より短い場合に、「償却の対象となる価額13」の金額を「経済的採掘可能数量18」の数量で除した金額を記載します。

この場合には、「同上の期間内における採掘予定数量16」及び「鉱量一トン当たり償却金額17」の各欄は記載する必要がありません。

(6) 「当期産出鉱量20」には、当期において採掘された鉱量を記載します。この場合、当期の途中で事業の用に供したものについては、その事業の用に供した日以後の採掘鉱量を記載します。

(7) 「前期からの繰越額34」には、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた減価償却資産について法第31条第5項《減価償却資産の償却超過額の計算》に規定する満たない部分の金額がある場合は、当該満たない部分の金額を外書します。